

# 令和8年度（2026年度）港区食品衛生監視指導計画の概要

港区では食品衛生法に基づき、「令和8年度（2026年度）港区食品衛生監視指導計画」を策定しました。その概要は以下のとおりです。

## 1 実施体制

みなと保健所生活衛生課を中心に、必要に応じて区関係課、東京都、厚生労働省、農林水産省、消費者庁及び他自治体と連携して監視指導を実施します。

## 2 主な監視指導事業

### （1）HACCPの取組支援

各事業者の規模や取り扱う食品に応じた取組状況を確認し、適切なHACCPによる衛生管理の実施について助言・指導を進め、制度の普及・定着を推進します。

### （2）食中毒対策

大規模な食中毒の発生につながる大量調理施設や集団給食施設への対応、食中毒発生件数の上位を占めるカンピロバクター、ノロウイルス及び寄生虫のアニサキスへの対策を中心に、監視指導及び普及啓発を実施します。

また、事業者及び消費者に対し、食肉の生食や加熱不足による食中毒のリスク等について普及啓発を強化します。

### （3）違反・不良食品等の対策

食品の成分規格違反、添加物の不適正使用、不適正表示、異物混入等により引き起こされる健康被害を未然に防止するため、輸入及び製造から販売までを含めた監視指導を実施するとともに、食品による深刻な健康被害が懸念される事例を探知した場合には、関係機関と連携しながら、迅速な原因究明と被害拡大防止を図ります。

また、区内の大手食品メーカーや輸入事業者等の食品等事業者を対象としたシンポジウムを開催し、輸入食品・広域流通食品等に関する自主管理体制の構築を支援します。

## 3 監視指導、検査及び措置

### （1）監視指導等予定

製造・流通・販売等の各段階において、食品等を取り扱う施設に応じた衛生管理が徹底されるよう監視指導を実施します。また、必要に応じ収去検査を実施します。

## (2) 一斉監視指導

重点監視対象とする大量調理施設や給食提供施設、飲食店及び製造・販売業に対する一斉監視指導を実施します。また、東京都、厚生労働省及び消費者庁と連携して監視指導を実施するほか、有害食品の発生等緊急を要する場合は、緊急監視を実施して有害食品を排除します。

## (3) 食品衛生法等の違反への対応

違反、不良食品等を発見した場合や区民等から食品の安全性に係る情報を受けた場合は、食品等事業者に対する改善指導を行うとともに、回収や廃棄等の危害の除去を措置します。指導・措置内容は必要に応じて区民へ情報提供します。

また、食品等事業者自らが食品等を回収する場合は、食品衛生法又は食品表示法に基づく食品リコール情報届出制度により対応します。

## 4 食品等事業者によるHACCPに沿った衛生管理の支援

港区食品衛生推進員との協働やみなと食品衛生協会の自主衛生管理推進事業の支援を通じ、食品等事業者自らがHACCPに沿った衛生管理の実施に取り組めるよう支援します。

## 5 機能性表示食品等いわゆる「健康食品」による健康被害報告受理体制の整備

令和6年3月に発生した機能性表示食品に起因する健康被害を受け、令和6年9月1日より、食品衛生法に基づき、機能性表示食品及び特定保健用食品に関する健康被害の保健所への情報提供が義務化されました。このため、機能性表示食品及び特定保健用食品の事業者に対し、健康被害が発生した場合には保健所へ情報提供を行うよう、周知徹底を図ります。また、以前から健康被害の届出が義務付けられている指定成分等含有食品や、健康被害情報提供の努力義務が課されているいわゆる「健康食品」の事業者にも適切な対応を求めるとともに、情報提供及び届出の受理体制を整備します。

## 6 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）

区民、食品等事業者からの食品に関する衛生面、安全性に関する相談について、適切に対応し情報を提供します。また、食中毒等の注意喚起や食品の衛生面、安全性に関して、区民、事業者と意見交換する場を設け、食品衛生に関する普及啓発活動を行います。

## 7 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

食品等事業者を対象にした食品衛生実務講習会を実施し、食品衛生に関する情報を提供します。また、保健所に所属する食品衛生監視員の能力向上のため各種研修や学会への参加を推進します。